

令和6年4月教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和6年4月30日(火) 午後2時から

2 場 所 教育プラザ 大会議室

3 出席者

教育長 早川 義裕 1番委員 大谷 和弘 2番委員 山縣 知子
3番委員 小林 晃彦 4番委員 金子 詩織

(教育長及び委員以外の出席者)

教育部長 白石聡、歴史文化指導監 中西聰、教育総務課長 瀧本幸次、教育総務課参事 小池亜希子、教育総務課参事 岡晃弘、地域クラブ活動推進室長 市川均、学校教育課長 小林秀智、学校教育課参事 廣川正勝、社会教育課参事 宮崎英紀、社会教育課副課長 竹内巨樹、文化行政課長 新保誠吾、スポーツ推進課長 石田博幸、高田幼稚園長 瀧口寿美子、教育センター所長 竹内学、中央公民館長 長谷川明寿、高田城址公園オーレンプラザ館長 本間綾子、高田図書館長 小暮ひろ子、直江津学びの交流館長・直江津図書館長 道場達郎、青少年健全育成センター所長 石田浩久、小林古径記念美術館長 笹川修一
事務局 教育総務課副課長 小酒井洋平、教育総務課副課長 岩野勲、企画係長 秋山大樹、企画係主任 藤井聡美

4 傍聴人 0人

5 会議に付議した事件

- 議案第38号 上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則に定める教育委員会が委嘱又は任命を決定する委員について
- 議案第39号 上越市学校給食運営委員会委員の委嘱及び解任について
- 議案第40号 上越市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
- 議案第41号 上越市白山会館運営委員会委員の委嘱について
- 議案第42号 上越市立図書館協議会委員の任命について
- 議案第43号 上越市スポーツ推進審議会委員の任命について

会議録署名委員の指名 山縣 知子 委員

教 育 長	議案に入る前に、教育委員の任命について報告する 4月1日付けで教育委員に金子 詩織 委員が就任された。金子委員から一言挨拶をお願いしたい。
金 子 委 員	上越市に生まれ、幼稚園、小中高校と上越市で教育を受け、今現在は自身の子供が上越市において教育を受けている。 7、8年前から子ども食堂を始めた。そこで普段関わりのなかった子供たちや保護者の方と関わりを持つ中で、子供たちが成長過程や家庭によって色々なことを抱えて生活していることを実感した。 どのような形で子供たちに関わっていけるのかは想像がつかないが、微力ながら携われることに責任を感じつつ、努めてまいりたい。
教 育 長	続いて、教育長職務代理者の指名及び議席の指定について、報告する。 教育長職務代理者と議席について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「上越市教育委員会会議規則」の規定に基づき、4月1日付けで指名及び指定を行った。 教育長職務代理者には、大谷 和弘 委員 を指名する。 議席は、1番 大谷 和弘 委員、2番 山縣 知子 委員、3番 小林 晃彦 委員、4番 金子 詩織 委員 とする。
教 育 長	それでは議案に入る。 議案第 38 号 上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則に定める教育委員会が委嘱又は任命を決定する委員について、事務局が説明する。
教育総務課長	各種審議会等の見直しに伴い、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則に定める教育委員会が委嘱又は任命を決定する委員のうち、「附属機関」から上越市社会教育委員を、「教育委員会が必要と定める委員」から学校適正配置懇談会委員を削除し、上越市社会教育委員を追加するものである。 教育委員会が委嘱又は任命を決定する委員は、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則 第 1 条第 7 号に「附属機関の委員及び教育委員会が必要と認める委員」と定められており、現在の教育委員会が委嘱又は任命を決定する委員は、令和元年 11 月の教育委員会定例会で定めたものであり、各委員の委嘱又は任命にあたっては、教育委員会定例会の議決により決定している。 このたび、各種審議会等の見直しにおいて、上越市社会教育委員会会議は、附属機関ではなく、独任制の委員の活動の 1 つとして開催される会議と整理されたが、社会教育委員は社会教育法に基づき、教育委員会が委嘱し、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べる権限を有することから、区分を「附属機関」から「教育委員会が必要と認める委員」に変更し、引き続き、定例会で委員の委嘱に審議いただく。 また、これまで「教育委員会が必要と認める委員」としていた上越市学校適正配置懇談会は、委嘱を行わない懇談会等と整理されたことから、「教育委員会が必要と認める委員」から削除し、教育長権限で意見を聴取する対象者を決定し、懇談会を開催する。 本議案の内容を反映し、「教育委員会の会議の運営及び提出案件等の取扱い」を改めて整理し、とりまとめた。今後、教育委員会事務局では、今後、この取扱いに基づき対応していく。

教 育 長	報告について意見、質問を求める。
	質問、意見なし
教 育 長	それでは、議案第 38 号について、ご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教 育 長	議案第 39 号上越市学校給食運営委員会委員の委嘱及び解任について、説明を求める。
教育総務課長	上越市学校給食運営委員会は、学校給食の充実と適正な運営を図るために設置しているものである。 このたびの委嘱及び解任は、小、中学校長の選出委員の交代及び 3 月末で解任した、小、中学校の P T A 会長の後任委員を充てるものである。それぞれの任期は、前任者の残任期間の令和 6 年 11 月 21 日までである。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。
	質問、意見なし
教 育 長	それでは、議案第 39 号について、ご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教 育 長	議案第 40 号上越市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、説明を求める。
教育総務課長	上越市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため設置するものである。 このたびの委嘱は、関係課の配置換えに伴い欠員となっていた委員 1 人を令和 6 年 5 月 1 日付で委嘱するものである。 なお、これまで、こども政策課と健康福祉部「すこやかなくらし包括支援センター」の二つの課の職員に委嘱していたが、今年度の組織改革によりこども家庭センターという一つの部署になったことから、1 人の委嘱となっている。任期は令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までである。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。
	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 40 号について、ご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教 育 長	議案第 41 号上越市白山会館運営委員会委員の委嘱について、説明を求める。
教育総務課長	上越市白山会館運営委員会は、白山会館事業の企画及び運営に関し、教育委員会の諮問に応じて、白山会館の運営管理に関し、必要と認める事項について審議する機関として設置しているものである。 このたびの委嘱は、欠員となっていた中学校長と小学校 P T A 会長の就任に伴うものである。新たに任命する委員の任期については、令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までである。 なお、上越市連合婦人会から委員 1 人の推薦をいただいていたが、令和 6 年 3 月 31 日をもって上越市連合婦人会が解散された。委員の定員は、13 人以内としてい

ることから、今回の任期満了までは委員1人を欠員とする。

教 育 長 報告について意見、質問を求める。

意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第41号について、ご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長 議案第42号上越市立図書館協議会委員の任命について、説明を求める。

教育総務課長 上越市立図書館協議会は、図書館法第14条の規定に基づき、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関として設置しているものである。

このたびの任命は、小、中学校長の異動に伴い、3月31日をもって解任した委員の後任を充てるものである。

任期は前任者の残任期間である令和6年5月1日から令和7年6月14日までである。

教 育 長 報告について意見、質問を求める。

意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第42号について、ご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長 議案第43号上越市スポーツ推進審議会委員の任命について、説明を求める。

教育総務課長 上越市スポーツ推進審議会委員は、スポーツの推進に関する事項を調査審議するため設置しているものである。

このたびの任命は、高等学校体育連盟及び中学校体育連盟から推薦を受け任命した委員の退職に伴うものである。

新たに任命する委員の任期は、前任者の残任期間である令和6年5月1日令和7年3月31日までである。

教 育 長 報告について意見、質問を求める。

意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第43号について、ご承認いただけるか。

原案どおり承認

閉会宣言 午後2時20分

令和6年5月15日

上越市教育委員会

教育長 早川 義裕

会議録署名委員 山縣 知子